

# 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

平成 30 年 9 月  
環境省環境再生・資源循環局

## 1. 改正の趣旨

平成 27 年 11 月 11 日に、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号。以下「改正令」という。）が公布された。また、平成 29 年 6 月 9 日には、水銀使用製品産業廃棄物の処理基準等を定めた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第十号。以下「改正省令」という。）を含む関係省令等が公布され、平成 29 年 10 月 1 日に改正令と併せて施行された。

改正省令においては、水銀使用製品産業廃棄物が規定されたところ、当該水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。以下「新用途製品命令」という。）が改正され、新たな水銀使用製品が追加される予定であることに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）において、水銀使用製品産業廃棄物の適正な処理が担保されるよう所要の改正を行う。

また、規則第 1 条の 2 第 5 項各号において、廃水銀等を排出する施設が規定されているところ、前述の規則の改正に伴い、本規定においても所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

### 2-1. 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品の追加

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づく水銀使用製品産業廃棄物は、規則第 7 条の 2 の 4 各号に掲げる製品が産業廃棄物となったものとされているところ、同条第 1 号においては、新用途製品命令第 2 条第 1 号又は第 3 号に定める水銀使用製品のうち、規則別表第 4 に掲げるものとされている。

また、水銀等の割合が相当の割合以上である水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、規則第 7 条の 8 の 3 の規定により、水銀使用製品産業廃棄物のうち、規則別表第 5 に掲げるものが産業廃棄物となったもの等とされている。

今般、新用途製品命令が改正され、新たに6製品が追加される予定であることから、規則別表第4の水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品に当該6製品を加えるとともに、そのうち、水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品として、規則別表第5に3製品を加える。

ほか、一部水銀使用製品産業廃棄物の定義について適正化を行う（規制内容に変更を加えるものではない。）。

新たに追加予定の水銀使用製品	水銀の回収義務
放電管（水銀が目視で確認できるもの に限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。） を除く。）	○
水銀圧入法測定装置	—
ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	—
容積形力計	○
滴下水銀電極	○
水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気 化するものに限る。）	—

## 2-2. 廃水銀等を排出する特定施設の改正

法第2条第5項に基づく、特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等（令第2条の4第5号ニで規定する廃水銀等をいう。以下同じ。）は、規則第1条の2第5項各号に掲げられているところ、同条第1号においては、規則別表第1に掲げる施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物とされている。

今般、新用途製品命令が改正され、新たな水銀使用製品が追加されることに伴い、規則別表第4に掲げる水銀使用製品産業廃棄物に水銀圧入法測定装置が追加されることから、引き続き水銀圧入法測定装置を有する施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物を特定管理産業廃棄物として管理するよう、所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

平成30年11月初旬 公布

平成31年2月初旬 施行